

令和7年職員の給与改定の実施について

☞ 特別区人事委員会の「職員の給与等に関する報告及び勧告」等に基づき、給与改定等を行う。

1 改定内容

1 紙料表の改定（令和7年4月1日適用）

行政職給料表（一）	公民較差（3.80%）解消のため、給料表を引き上げる。 ・初任給の引上げ ・若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給で引上げ
行政職給料表（二）	
医療職給料表（一）	
医療職給料表（二）	
医療職給料表（三）	
幼稚園教育職員給料表	

2 初任給調整手当の支給限度額の改定（令和7年4月1日適用）

医師等の処遇を確保する観点から、初任給調整手当月額の支給限度額を326,900円（現行315,200円）に改定する。

3 特別給の年間支給月数の改定（公布の日及び令和8年4月1日施行）※詳細については別紙のとおり

一般職員（定年前再任用短時間勤務職員等を含む）、管理職員及び会計年度任用職員において、期末手当及び勤勉手当の年間支給月数をそれぞれ0.025月ずつ引き上げる。

2 改正を要する条例

- ・中央区職員の給与に関する条例（昭和27年2月中央区条例第2号）
- ・中央区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年10月中央区条例第12号）
- ・中央区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年3月中央区条例第23号）

別 紙

期末手当に係る支給月数

(1) 一般職員

支給月	改 定 後		現 行
	令和8年度以降	令和7年度	
6月	1. 2625月 (0. 7125月)	1. 25月 (0. 70月)	1. 25月 (0. 70月)
12月	1. 2625月 (0. 7125月)	1. 275月 (0. 725月)	1. 25月 (0. 70月)
計	2. 525月 (1. 425月)	2. 525月 (1. 425月)	2. 50月 (1. 40月)

(2) 管理職員

支給月	改 定 後		現 行
	令和8年度以降	令和7年度	
6月	1. 0875月 (0. 625月)	1. 075月 (0. 6125月)	1. 075月 (0. 6125月)
12月	1. 0875月 (0. 625月)	1. 10月 (0. 6375月)	1. 075月 (0. 6125月)
計	2. 175月 (1. 25月)	2. 175月 (1. 25月)	2. 15月 (1. 225月)

(3) 会計年度任用職員

支給月	改 定 後		現 行
	令和8年度以降	令和7年度	
6月	1. 2625月	1. 25月	1. 25月
12月	1. 2625月	1. 275月	1. 25月
計	2. 525月	2. 525月	2. 50月

※ (1)、(2)における支給月数の()内は、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の支給月数

勤勉手当に係る支給月数

(1) 一般職員

支給月	改 定 後		現 行
	令和8年度以降	令和7年度	
6月	1. 1875月 (0. 5875月)	1. 175月 (0. 575月)	1. 175月 (0. 575月)
12月	1. 1875月 (0. 5875月)	1. 20月 (0. 60月)	1. 175月 (0. 575月)
計	2. 375月 (1. 175月)	2. 375月 (1. 175月)	2. 35月 (1. 15月)

(2) 管理職員

支給月	改 定 後		現 行
	令和8年度以降	令和7年度	
6月	1. 3625月 (0. 675月)	1. 35月 (0. 6625月)	1. 35月 (0. 6625月)
12月	1. 3625月 (0. 675月)	1. 375月 (0. 6875月)	1. 35月 (0. 6625月)
計	2. 725月 (1. 35月)	2. 725月 (1. 35月)	2. 70月 (1. 325月)

(3) 会計年度任用職員

支給月	改 定 後		現 行
	令和8年度以降	令和7年度	
6月	1. 1875月	1. 175月	1. 175月
12月	1. 1875月	1. 20月	1. 175月
計	2. 375月	2. 375月	2. 35月

※ (1)、(2)における支給月数の()内は、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の支給月数